

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

町民生活課からのお知らせ

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進のために支給される手当で、婚姻の解消や配偶者が死亡したことでひとり親となり、子どもを監護する母や父などに支給されます。

○支給要件

- ・父母が婚姻を解消した子
- ・父又は母が死亡した子
- ・父又は母が重度の障がいにある子
- ・父又は母が生死不明の子
- ・父又は母が1年以上遺棄している子
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子
- ・婚姻によらないで生まれた子
- ・棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子
- ・父又は母が1年以上刑務所などで拘禁されている子

○児童扶養手当の月額（4月1日改定）

- ・1人目 全部支給 43,160円
一部支給 43,150円～10,180円
- ・2人目 10,190円～5,100円
- ・3人目以降1人につき 6,100円～3,060円

※所得に応じて変動します。

特別児童扶養手当のお知らせ

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。支給要件は、20歳未満で、精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母などとなります。

その他にも所得要件などもありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

○特別児童扶養手当の月額（4月1日改定）

1級：52,500円 / 2級：34,970円

※障がいの状況に応じて1級または2級に区分されます。

献血にご協力をお願いします。

移動献血車の来町日程をお知らせします。

期 日：5月27日（水）

※次回は9月24日（木）を予定しています。

場 所：①新冠町農協前 10：00～11：30

②新冠町役場前 13：00～16：00

●問い合わせ先

町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成

肺炎は、高齢者では重症化しやすく日本人の死亡原因の第5位を占めています。肺炎にはさまざまな原因がありますが、肺炎球菌性肺炎は予防接種で防ぐことができると言われています。対象の方はこの機会にぜひ接種されることをおすすめします。

○助成対象者

- ①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方（個別に予診票を送付済です）
- ②60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器などに重い病気のある方（主治医とご相談ください）

○助成額

5,000円（生活保護を受給されている方は全額助成）

○助成回数：生涯1回

○助成期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○指定医療機関

下記の医療機関では、助成額を差し引いた額で接種できます。申請は必要ありません。

医療機関名	電話番号
新冠町立国保診療所	0146-47-2411
日高德洲会病院	0146-42-0701
山田クリニック	0146-43-0008
駒木クリニック	0146-45-0123
仲川内科胃腸科医院	0146-42-0345
勤医協厚賀診療所	0145-65-2711
石井病院	0146-42-3031

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係
☎0146・47・2113

子育て支援センターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、5月の事業は中止しています。

当センターへ遊びに来ていただく方には以下の事をお願いします。

- ・マスクの着用
- ・入室時に全員検温（37.5度以上の方はご利用をお控えいただく場合あり）
- ・手洗い、うがいをする
- ・他世帯の方と近づき過ぎない、大声など出さない
- ・咳や鼻水、下痢などの体調不良の場合はご利用をお控える

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

●問い合わせ先

教育委員会子育て支援センター ☎0146・47・4525

それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

市町村や総務省などが「給付金」の給付のため、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

また、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることも、絶対にありません。

個人情報、通帳、キャッシュカード、暗証番号の搾取にご注意いただき、不審な電話や郵便、メールが届いたら、お住まいの市町村や最寄りの警察署にご相談ください。

●新冠町役場 0146・47・2112

●静内警察署 0146・43・0110

●警察相談 #9110

健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113）

月 日	時 間	事業名	場 所
-----	-----	-----	-----

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、5月の事業は延期及び中止しています。

延期した事業は実施日が決まりましたら、広報「にいかっぷ」や町政事務委託文書などでお知らせします。

ご寄附ありがとうございました。（敬称略）

●新型コロナウイルス感染予防に役立ててと

☆(株)MOVE 代表 泉澤章彦 (マスク2,000枚)

☆ボランティアグループあゆみ (カット布5箱)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆佐々木 稔 (古布2袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆川越 省蔵 (30,000円)

☆中川 三郎 (50,000円)

☆徳田 榮子 (100,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆下 久雄 (古切手1袋)

令和4年度以降の成人式について

現在20歳となっている成年年齢が、民法の一部改正により令和4年4月1日から18歳へと引き下げになります。

引き下げ後の成人式の在り方について全国の市町村で検討されていますが、当町においては、これまでと変わらず当該年度に20歳になる者(学齢期による)を対象として成人式を行うこととしましたので、該当となる方及びご家族、関係者の皆さまにお知らせします。

※成人式は事前申込が必要です。申込方法などは9月末発行の「まなボード」、「広報にいかっぷ10月号」、「レ・コード館フェイスブック」などで周知しますので、ご確認下さい。

なお、成人式の挙行予定日及び対象者の生年月日については、下記のとおりです。

○令和3年成人式（令和3年1月10日予定）

対象：平成12年4月2日～平成13年4月1日
生まれの方

○令和4年成人式（令和4年1月9日予定）

対象：平成13年4月2日～平成14年4月1日
生まれの方

（令和4年4月1日成年年齢引き下げ）

◎令和5年成人式（令和5年1月8日予定）

対象：平成14年4月2日～平成15年4月1日
生まれの方

●問い合わせ先

社会教育課社会教育グループ ☎0146・45・7833